

令和6年度三原市職員採用資格試験要項

令和6年9月30日
三原市試験委員会

第一次試験日 令和6年11月3日(日・祝)

申込受付期間 令和6年10月1日(火) ~ 令和6年10月20日(日)

採用予定日 令和7年4月1日(火)
※令和7年1月1日以降で中途採用する場合があります。

【試験内容を見直しました。】

三原市では、市政を担う多様な人材を確保するため、より多くの方が受験しやすい取組として、教養試験からSPIに変更します。

1 試験職種、採用予定人数及び応募資格

試験職種	採用予定	応募資格（年齢は令和7年4月1日時点）
A 一般事務職 （上級）	若干名	平成9年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 （22～27歳）

【注意事項】

- (1) 採用予定人数は、変更する場合があります。
- (2) 申込内容の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用される資格を取り消すことがあります。
- (3) 次に該当する人は受験できません。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない「永住者」及び「特別永住者」の人も受験できます。

ただし、日本国籍を有しない人で、永住者又は特別永住者の在留資格あるいは日本国籍を取得見込みの人は、令和7年3月までに取得できない場合、採用される資格を失います。

2 受験申込手続き

(1) 申込方法

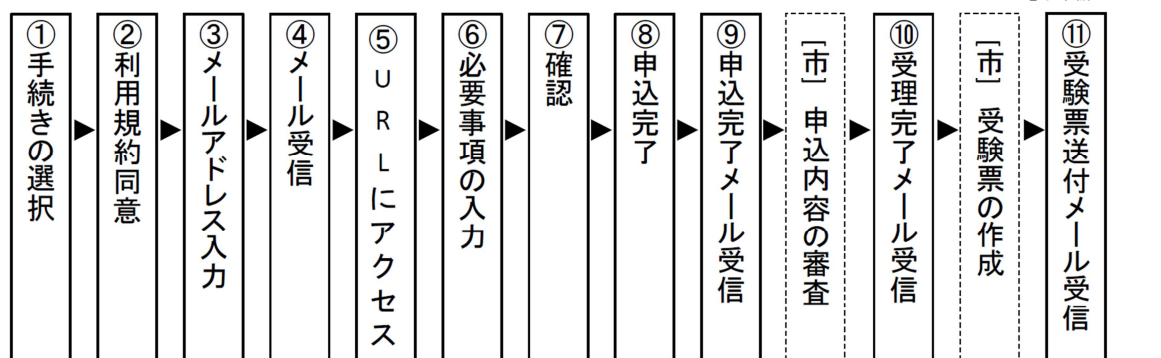
この試験での申し込みは、三原市電子申請システムを利用してください。

電子申請システムへのアクセス

URL:https://apply.e-tumo.jp/city-mihara-hiroshima-u/offer/offerList_initDisplay



■ 手続きフロー図（利用者登録せずに申し込む場合）



※利用者登録を行い、ログインして手続きする場合は、上記③～⑤までが省略されます。

【申込みにあたっての注意事項】

①入力する内容は次のとおりです。あらかじめ入力内容を準備しておくとしスムーズです。

申込者情報	氏名/生年月日/性別/郵便番号/住所/電話番号/メールアドレス/顔写真
学歴情報	中学校以降から最終学歴まで。校名/在籍期間
職歴情報	職歴がある人のみ。社名/所在地/職務内容/在職期間

②車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。

③電子申請システムからの申し込みを原則としますが、特別な事情により電子申請システムの利用ができない場合は、総務部職員課（電話：0848-67-6025）までお問合せください。

(2) 申込受付期間

令和6年10月1日（火）8時30分から令和6年10月20日（日）23時59分までです。

受付期間中なら、24時間いつでも申込みできます。（一時的にシステムメンテナンスを行う場合があります。）

期間内に申込完了（申込完了メールの受信）したものを有効とします。機器トラブル、通信障害、締め切り直前の混雑等、いかなる理由があっても期間を過ぎたものは受付いたしませんので、時間に余裕をもってお申込みください。

(3) 照会等

受験手続、その他この試験に関することについては、総務部職員課（電話：0848-67-6025）に問い合わせてください。

(4) 受験票の印刷

受験票は、電子申請システムからダウンロードし、A4サイズでカラー印刷し、試験当日に必ず持参してください。

受験票のダウンロード可能開始日は、電子申請システムから送信する「受験票送付メール」にて御案内します。（10月25日（金）までに送信予定）

受験票送付メールが届いたら、電子申請システムの「申込内容照会」画面から、申込完了時に付与された「整理番号」及び「パスワード」によりログインし、受験票を取得してくだ

さい。

10月28日(月)になっても「受験票送付メール」が届かない場合は、申込完了時の「整理番号」をお手元にご準備のうえ、総務部職員課（電話：0848-67-6025）までご連絡ください。

【注意事項】

- (1) 必要に応じて、別途資料の提出を求める場合があります。なお、提出された書類は、返却しません。
- (2) 申込後、受験を辞退する場合は、10月23日(水)までに、下記のURLへアクセス又は二次元バーコードを読み取り、辞退届を提出してください。



【職員採用資格試験辞退届へのアクセス】

URL： <https://logoform.jp/form/UQ6D/752996>

- (3) 上記(2)の期限後であっても、受験を辞退する場合は、上記(2)により辞退届を提出又は総務部職員課（電話：0848-67-6025 電子メール：shokuin@city.mihara.hiroshima.jp）へ連絡してください。

3 試験の内容

試験は第一次試験、第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

A 一般事務職（上級）

	試験科目	内 容	試験時間
第一次試験	S P I (択一式)	(大学卒業程度) 職務に共通して求められる基礎的な能力の検査	1 時間 50 分
	論文試験 (記述式)	課題に対する理解、思考力、表現力等についての筆記試験 (論文テーマは、試験当日に発表します。)	50 分
	適性検査 (択一式)	職務遂行に必要な事務適性についての検査	10 分
第二次試験	面接試験 (集団)	主として人物、識見等についての集団討論 (集団討論テーマは、試験当日に発表します。)	—
	面接試験 (個別)	主として人物、識見等についての個別面接	—

4 試験の日時、場所及び合格発表

区分	日 時	場 所	合 格 発 表
第一次試験	令和6年11月3日(日・祝) 集合 午前8時20分(予定)	三原市役所	11月下旬予定
第二次試験	令和6年12月中旬又は 下旬の土日(予定)	三原市役所	12月下旬予定

(注意) ※1 周辺商業施設の駐車場への受験関係者の駐車を禁止とします。

※2 合格発表は、三原市役所1階掲示場に掲示するほか、ホームページへの掲載及び合格者への個別通知を行います。

5 試験成績開示請求

- (1) 試験成績は、個人情報保護に関する法律第 69 条に基づき、受験者本人に限り開示請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。
- (2) 試験成績開示請求対象者は、各試験の不合格者です。(各試験において、すべての科目を受験した人に限ります。)
- (3) 開示内容は、各試験の「科目別(筆記・面接別)得点」、「総合得点」、「順位」、「最低合格点」を開示します。
- (4) 各試験合格発表の日から 3 か月以内に、次の URL へアクセス又は二次元バーコードを読み取り、試験成績を開示請求してください。申請にあたっては、「本人確認ができる書類(運転免許証等)」を添付して申請してください。

【試験成績開示請求へのアクセス】

URL : <https://logoform.jp/form/UQ6D/594355>



6 採用等

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は補欠合格者名簿に登載されます。両名簿の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までです。
- (2) 採用候補者名簿登載者には、次の書類を、後日提出していただきます。
 - ア 最終学校(卒業見込者は在学学校)の卒業証明書及び成績証明書
 - イ 健康診断書(所定の用紙により受診したもの。最終合格発表後に配布)
- (3) 採用候補者名簿登載者は、原則全員採用されます。補欠合格者名簿登載者は、採用辞退や職員の辞職等が発生した場合、補欠順位の上位者から採用候補者名簿に繰上げます。
- (4) 採用後は、市長事務部局等の各課に配属されます。採用はすべて条件付きで、原則として採用から 6 箇月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

7 給与

- (1) 初任給は年齢・経験により異なりますが、基本的な初任給は次のとおりです。

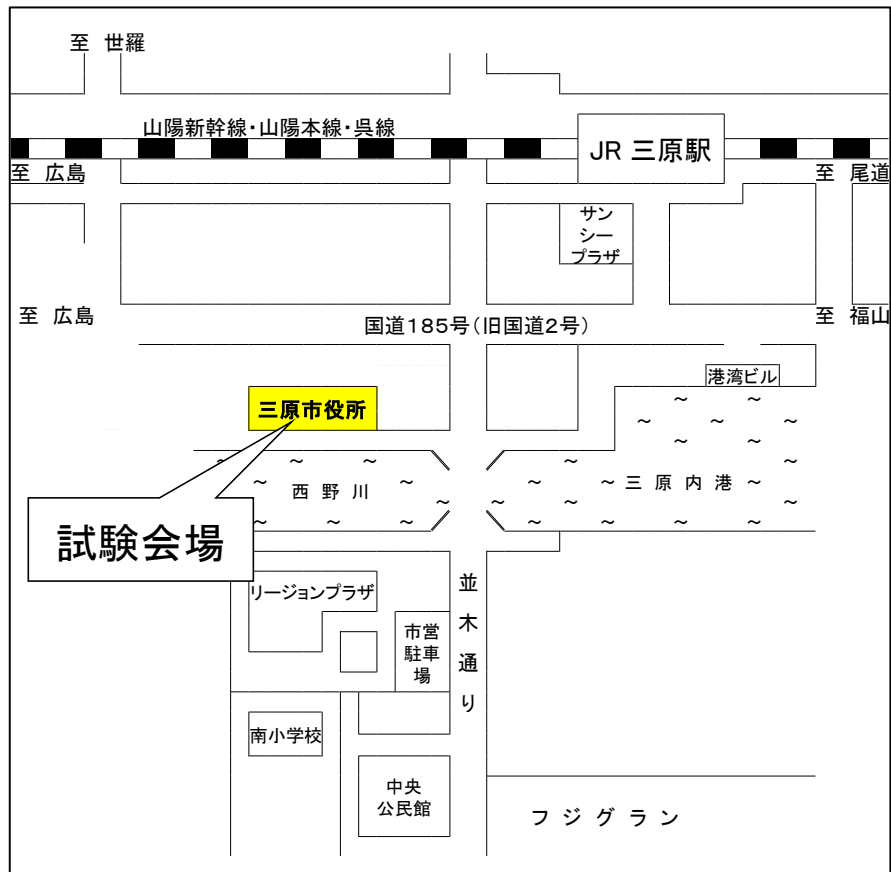
職種	学歴等	初任給 (地域手当 3 % 含む)
一般事務職(上級)	大学 新卒者	208,472 円

- (2) その他扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給されます。

8 勤務時間

勤務時間は原則として 1 日 7 時間 45 分、1 週平均 38 時間 45 分です。

※試験会場案内図



参考：日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、三原市では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

1 公権力の行使に当たる業務

- (1) 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- (2) 市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
- (3) 市民に対して強制力をもって執行する業務

2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。

三原市がめざす将来像

行きたい 住みたい つながりたい

世界へはばたく 瀬戸内元気都市みはら

求められる職員像

- ★市民とともに、行動する職員
- ★行政のプロとして、信頼が得られる職員
- ★新たな課題に挑戦する職員
- ★経営感覚を持つ職員
- ★自らを律し、成長し続ける職員